

供託かんたん申請の御案内

－ 取下手続編 －

2023.12 金沢地方法務局

取下げとは？

供託の内容に不備があったり、誤って供託申請をしてしまったりして、送信した供託書を取り下げたい場合は、「取下書」を作成して法務局に送信することとなります。
この説明書では、供託申請を取り下げる場合の操作方法をご説明いたします。

① ログイン

登記・供託オンライン申請システム
登録ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登録ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) オンライン申請ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ サイトマップ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求	供託かんたん申請	かんたん登記申請	商号調査	申請用総合ソフト
オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。	オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。	オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。	既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。	本システムで取り扱う全ての手続の申請・請求を行えるソフトウェアです。

トップページの『供託かんたん申請』をクリックします。

ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID hounu001

パスワード

ログイン 戻る(トップページへ)

▶パスワードをお忘れの場合 ▶申請者IDをお持ちでない場合

ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「申請者ID」と「パスワード」を入力し、『ログイン』をクリックします。

② 取下する申請番号の確認

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託(金銭) 地代家賃共済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解款金【かんたん】
	供託(金銭) 営業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解款金【かんたん】
	供託(振替国債) 営業保証【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶「申請書」の表示
- ▶「到達通知」の確認
- ▶「お知らせ」の確認
- ▶「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容の確認ができます。

ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、『処理状況を確認する』をクリックします。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況照会番号(完全一致) 検索

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報	供託
供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】	20170000292901	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知 お知らせ	納付 再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

取下する供託申請の申請番号をコピー(又はメモ)し、『供託申請メニューへ』をクリックして戻ります。

③ 取下書の作成

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】
	供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（金銭）営業保証【かんたん】
	供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
	供託（金銭）その他【かんたん】
	供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（振替国債）営業保証【かんたん】
	供託（振替国債）その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

供託申請メニューの『**取下書【かんたん】**』をクリックします。

Step 1-1 申請情報の入力

取下書

提出する書面 **ア** 提出する書面を選択してください。

取下書を提出する。 補正した取下書を再提出する。

供託所の表示 **イ** 金沢地方法務局 供託所選択

申請者の住所・氏名 **ウ**

住所又は法人所在地 石川県金沢市新神田四丁目3番10号

氏名又は法人名 株式会社法務商事

代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）

入力なし 代表者 代理人
代表者 代表取締役 金沢太郎

取下する申請番号 **エ** 20170928002393001

取下する申請様式 供託書（金銭供託）給与債権執行

カ 取下理由
給与支給日前に供託申請したため。

送付する添付書面あり

備考

ア 『**取下書を提出する。**』にチェックを入れます。

イ 『**供託所選択**』をクリックし、取下する供託申請を申請した供託所を選択します。

ウ 取下する供託申請に記載した申請者の住所・氏名を入力します。法人の場合は、代表者の資格・氏名も忘れずに入力してください。

エ 「②取下げする申請番号の確認」にて確認した取下する供託申請の申請番号を入力する。

オ 取下する供託申請の申請様式をプルダウンメニューから選択します。

取下する申請様式

取下理由

- 供託書（金銭供託）地代家賃弁済
- 供託書（金銭供託）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金
- 供託書（金銭供託）営業保証
- 供託書（金銭供託）給与債権執行
- 供託書（金銭供託）その他
- 供託書（振替国債供託）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金
- 供託書（振替国債供託）営業保証
- 供託書（振替国債供託）その他

送付する添付書面あり

カ 取下理由を入力します。
例）再申請済みのため、重複申請のため

通信（連絡・コメント）欄
供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ 戻る（供託申請メニュー）

入力が終了したら『**次へ**』をクリックします。

の法
お務
局局
から
らせ



令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます
詳しくは、二次元コードか
「法務省 所有者不明」で検索



④ 取下書の送信

Step 1-2 入力内容の確認

取下書

供託所の表示		金沢地方務局
申請者の住所・氏名	住所又は法人所在地	石川県金沢市新神田四丁目3番10号
	氏名又は法人名	株式会社法務商事
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表者 代表取締役 金沢太郎
取下する申請番号	20170928002393001	
取下する申請様式	供託書（金銭供託）給与債権執行	
取下理由	給与支給日前に供託申請したため。	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり		
備考		

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の『**確定**』をクリックしてください。

内容を修正する場合は、『**戻る（申請書作成）**』をクリックしてください。

通信（連絡・コメント）欄

確定

戻る（申請書作成）

Step1 申請書作成 Step2 送信確認 Step3 送信完了

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託
【手続名】 取下げ【かんたん】
【申請書様式】 取下書【かんたん】

送信実行

戻る（申請書作成）

送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、『**送信実行**』をクリックしてください。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード（ソフトウェア）（操作手引書） ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。
該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。
詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

以上で取下書の送信手続は終了です。

※ 送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。

処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『**処理状況を確認する**』をクリックするか、又は供託申請メニュー画面から『**処理状況を確認する**』をクリックします。

の法務局から知らせ



遺言書ほかんガルー

あなたの書いた遺言書をお預かりします！

自筆証書遺言書保管制度

詳しくは





供託かんたん申請 お問い合わせ先

供託の申請内容に関するお問い合わせ

供託の申請内容については、申請先の法務局へお問い合わせください。

- 申請内容・方法の事前相談
- 申請書への入力内容や書き方が分からない等

金沢地方法務局供託課

〒921-8505

金沢市新神田4-3-10

電話 076-292-7832

FAX 076-292-7826

金沢地方法務局小松支局

〒923-0868

小松市日の出町1-120

電話 0761-22-6300

金沢地方法務局七尾支局

〒926-8520

七尾市小島町大開地3-7

電話 0767-53-1721

金沢地方法務局輪島支局

〒928-0079

輪島市鳳至町畠田99-3

電話 0768-22-0426

システムの操作に関するお問い合わせ

かんたん申請の**入力・操作方法**については、**サポートデスク**にお問い合わせください。

- システムにログインができない
- かんたん申請の流れを教えてください
- 納付方法が分からない等

登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク

<お問い合わせ時間>

月曜日から金曜日まで

8時30分から19時00分まで

<お問い合わせ電話番号>

050ビジネスダイヤル

050-3786-5797

050ビジネスダイヤルを御利用いただけない場合（IP電話番号）

050-3822-2811

又は

050-3822-2812



かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から21時まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は御利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

供託ねっと

